

公 告
（ 監 査 委 員 ）

茨城県監査委員公告第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第5項の規定に基づき、監査をしたので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年11月17日

茨城県監査委員	磯崎久喜雄
同	森田悦男
同	小沼均
同	齋藤良彦

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨城県立内原特別支援学校	26. 9. 11	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県病虫害防除所	26. 9. 12	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県日立保健所	26. 9. 16	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県県北食肉衛生検査所	26. 9. 16	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県水戸教育事務所	26. 9. 16	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立水戸第三高等学校	26. 9. 16	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県県北家畜保健衛生所	26. 9. 22	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県畜産センター肉用牛研究所	26. 9. 24	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立石岡商業高等学校	26. 9. 26	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立古河中等教育学校	26. 10. 2	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県古河警察署	26. 10. 2	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立水戸工業高等学校	26. 10. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県県西農林事務所	26. 10. 8	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県筑西土木事務所	26. 10. 8	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県鹿行農林事務所	26. 10. 9	財務に関する事務の執行は、契約に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨城県鉾田工事事務所	26. 10. 9	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県県南農林事務所稲敷土地改良事務所	26. 10. 14	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県土浦土木事務所	26. 10. 14	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県土浦土木事務所つくば支所	26. 10. 14	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県自治研修所	26. 10. 15	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立日立産業技術専門学院	26. 10. 15	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県行方県税事務所	26. 10. 16	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨城県潮来土木事務所	26. 10. 16	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立盲学校	26. 10. 16	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県常陸大宮土木事務所	26. 10. 21	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県ひたちなか東警察署	26. 10. 21	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県水戸保健所	26. 10. 22	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立水戸商業高等学校	26. 10. 22	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県牛久警察署	26. 10. 22	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県水戸県税事務所	26. 10. 23	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県筑西保健所	26. 10. 23	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県農林水産部林政課	26. 10. 23	財務に関する事務の執行において、次の指摘事項があった。 林地開発許可手続において、申請書類原本の送達を受けることなく処理を進め、森林法第10条の2第6項に基づく関係市長の意見を県北農林事務所からの口頭報告のみで林地開発許可審査概要(資料)に記載して森林審議会に諮り、許可を出したことは適切でない。
茨城県県北農林事務所	26. 10. 23	財務に関する事務の執行において、次の指摘事項があった。 林地開発許可手続において、森林法第10条の2第6項に規定する関係市長の意見を聴取していないにもかかわらず、林政課に対し関係市長の意見として担当職員が私見を報告していたこと、また茨城県林地開発許可制度事務処理要領第5に基づく申請書類の進達を怠っていたことなど、内部チェック体制が機能していなかったことにより、不適正な事務処理が行われたことは適切でない。
茨城県水戸警察署	26. 10. 23	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県北海道事務所	26. 10. 27	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県大阪事務所	26. 10. 29	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。